

野洲市民病院整備事業

入札説明書

令和5年6月

市立野洲病院

目次

第 1	2
1	入札説明書の位置付け	2
2	用語の定義	2
第 2	事業の概要	4
1	事業名	4
2	建設地の概要	4
3	整備予定の機能及び規模	4
4	事業方式	6
5	事業内容	6
6	工期	6
7	予定価格（消費税地方消費税を含む・設計監理費含む）	6
8	支払い条件（予定）	6
9	関係法令等の遵守	6
10	地域経済への配慮	7
第 3	応募者の募集等に関する事項	7
1	応募者の募集及び受注者選定の方法	7
2	本事業の設計及び工事等に関する要求水準等	7
第 4	参加要件	7
1	応募者の構成等	7
2	応募者の構成員に関する参加要件	9
3	応募者を構成する法人の変更	14
4	第一次審査基準日	15
5	参加要件の喪失	15
第 5	受注者選定のスケジュール等	15
1	受注者選定のスケジュール	15
2	入札説明書等の公表	15
3	入札説明書等に関する質問の受付等について	16
4	第一次審査書類（応募者の参加要件の審査）の受付	17
5	対話の実施	17
6	第二次審査書類（実績、技術提案、入札価格）の受付	19
7	プロジェクト概要書の提出	20
8	入札手続き	20
9	入札の辞退	22
第 6	応募及び参加に際しての留意事項	23
1	費用負担	23
2	本事業の参加に際して不正行為等が発覚した場合の措置	23
3	提出書類の取扱い・著作権	23

第7	技術提案審査及び落札者決定に関する事項	24
1	技術提案審査及び落札者決定に関する基本的な考え方	24
2	プレゼンテーション・ヒアリングについて	24
3	落札者の決定結果の公表方法	24
第8	本事業における契約の基本的な考え方	24
1	事業契約に関する基本的な考え方	24
2	契約保証金	24
第9	その他本事業の実施に関する事項	25
1	落札者に対する「野洲市入札参加資格制限基準」及び「野洲市入札参加資格者指名停止基準」の適用	25
2	応募者を構成する法人の名称の公表	25
3	本事業に係る情報の提供方法	25
4	本事業の入札に関する苦情の申立て	25
5	野洲市建設工事等入札参加申請の手続き	25
6	受注者の担当技術者の変更について	25
7	本事業の事務局及び問合せ先	25

第 1

1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、市立野洲病院（以下「本院」という。）が実施する野洲市民病院整備事業（以下「本事業」という。）の入札に参加する者を募集し、総合評価方式による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により設計施工者を選定するために定めるものである。

なお、本入札説明書は、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、下記により構成される。

(1) 入札説明書

(2) 入札説明書別添資料

ア 別添資料 1 要求水準書（付属資料含む）

付属資料（公告時に公表しない付属資料については、準備が整い次第、野洲市（以下「本市」という）ホームページに公表するものとする。公表予定時期については、別紙『要求水準書 付属資料一覧』による。）

イ 別添資料 2 落札者決定基準

ウ 別添資料 3 様式集

エ 別添資料 4 事業契約書（案）・契約約款

オ 別添資料 5 基本構想・基本計画書

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものであり（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書及び追加補足指示書を総称して「入札説明書等」という。）、全ての資料は、参加者が提案書類を作成する上での前提となる。

2 用語の定義

(1) 「応募者」とは、本事業の入札に参加する為に参加要件の審査を受ける者をいう。

(2) 「参加者」とは、本事業の入札参加が認められた者をいう。

(3) 「受注者」とは、本事業を行う者であり、本院と本事業に係る契約を締結する者をいう。

(4) 「統括責任者」とは、設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。

(5) 「管理技術者」とは、統括責任者のもとで、設計の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

(6) 「設計担当技術者」とは、管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における従事技術者を総括する役割を担う者をいう。

(7) 分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。

ア 建築（意匠）平成 21 年国交省告示第 15 号における別添一第 1 項第二号ロ(1)戸建

木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄(1)総合に係るもの

イ 建築(構造)同欄(2)構造に係るもの

ウ 電気設備 同欄(3)設備の(i)電気設備に係るもの

エ 機械設備 同欄(3)設備の(ii)給排水衛生設備、
(iii)空調換気設備に係るもの、(iv)昇降機等設備

- (8) 「工事監理者」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認する者をいう。
- (9) 「現場代理人」とは、統括責任者のもとで、建設工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- (10) 「監理技術者」とは、統括責任者のもとで、建設工事において、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実にを行う者で、建設業法第26条第2項に定める者をいう。
- (11) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (12) 「設計図書」とは、追加・補足指示書、質問回答書、要求水準書等、技術提案書等、実施設計図書(※工事段階のみ適用)、共通仕様書をいう。
- (13) 「追加・補足指示書」とは、応募者及び参加者に対して本院が追加・補足指示した書面をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、応募者及び参加者からの質問書に対して、本院が回答した書面をいう。
- (15) 「要求水準書等」とは、要求水準書及び付属資料1～10をいう。
- (16) 「技術提案書等」とは、技術提案書及び提案図面含む第二次審査書類をいう。
- (17) 「共通仕様書」とは、設計等に共通する事項を定める図書をいう。
- (18) 「指示」とは、監督職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19) 「通知」とは、業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「提出」とは、応募者・参加者・受注者が本院に対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (21) 「書面」とは、手書き、パソコン等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (22) 「検査」とは、契約図書等に基づき、設計及び建設工事の完了の確認をすることをいう。

第2 事業の概要

1 事業名

野洲市民病院整備事業

2 建設地の概要

(1) 建設計画地

野洲市総合体育館東側市有地（野洲市富波甲 1294 番外）

(2) 敷地面積

約 14,600 m²

(3) 用途地域等

用途地域	市街化調整区域
防火地域	指定なし（法第 22 条区域外）
高度地区	指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
地区計画	なし
緑化率	野洲市生活環境を守り育てる条例（法定緑化率 7 %）
景観計画区域	一般地区
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵指定地域外（平面駐車場の一部に五之里北遺跡）
斜線制限	道路斜線 1.5L（20m） 隣地斜線 1.25L+20m 北側斜線 なし
日影規制	なし *北東側の第1種低層住居専用地域内への日影規制あり （3時間、2時間、測定面 1.5m）
道路幅員	南東側 : 市道市三宅小南線 約 13.4m 南西側 : 市道富波経田線 約 5.5m
河川	北東側 : 一級河川 中ノ池川 河川保護区域 河川区域境界より 5m

3 整備予定の機能及び規模

(1) 建物整備方針

令和4年度11月策定「野洲市民病院整備 基本構想・基本計画書」を実現するため、新病院施設の基本的な考え方を以下の通りとする。

ア 患者・家族にやさしい病院

- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応し、あらゆる人にとっての使いやすさや分かりやすさに配慮
- ・ 動線や建物の仕上げ材は、事故を未然に防ぐ安全性に配慮

- ・ 病棟や外来部門など効率的で心地よい空間とし、入院患者の情報利便性に配慮
 - ・ 患者や家族へのプライバシーや、セキュリティに配慮
- イ 隣接施設や周辺地域と調和し環境に配慮した病院
- ・ 総合体育館等利用者の支障にならない施設配置計画、同利用者の利便にも資する施設計画
 - ・ 省エネルギー化に配慮した設備計画
 - ・ 周辺地域の景観と調和した外観・外構計画
- ウ 来院しやすい病院
- ・ 病院周辺の交通安全に配慮した施設計画（駐車場にスムーズに出入りできる施設、救急車進入動線については隣接する体育施設利用者に配慮）
 - ・ （仮称）北口シャトルバス、（仮称）病院デマンドワゴン「おのりやす」等の自家用車以外の交通機関の利用者や、家族・施設による来院送迎に配慮した施設計画
- エ 災害に対応した病院
- ・ 大規模災害発生後も必要な医療機能を維持し、医療活動を継続できる建物構造
 - ・ 災害発生時に必要な医療を継続できるよう、自家発電装置などのインフラ確保、医療機器への影響が出ないような配慮（耐震固定等）、負傷者等の受入需要に対応できるスペース・動線・インフラの確保
- オ 感染症拡大時に対応できる病院
- ・ 動線・空間が分離（疑陽性と陽性等）された感染（発熱）外来の整備
 - ・ 必要時に、感染入院患者を受け入れる動線を単独で確保
 - ・ 感染症患者への対応を行う医療スタッフに配慮された環境（感染防護衣の着脱・休憩エリアの想定）
- カ 職員が働きやすい病院
- ・ 関連する部門や諸室の近接・集約化等により、効率的に業務を行えるよう配慮
 - ・ 職員のリフレッシュやコミュニケーションが図りやすい施設づくり
 - ・ 適切な清污・動線分離により、安全性に配慮された施設づくり
 - ・ 教育・研修のための諸室確保、オンライン会議の増加に対応した環境に配慮
- キ 経営効率性に配慮した病院
- ・ 将来的な病院経営の負担を軽減するため、施設の整備費を縮減
 - ・ 建物維持管理に係るコスト等、ライフサイクルコストの抑制に配慮された建物
 - ・ 新たな医療機器の導入・更新や設備機器の変更、追加等に備え、将来の変化にも柔軟に対応できる建物構造
- (2) 病床数
一般病床 199 床
- (3) 診療科
内科（主な診療科：総合内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科等）、整形外科、外科、婦人科、眼科、泌尿器科、皮膚

科、耳鼻咽喉科、人工透析、リハビリテーション科、小児科、麻酔科、放射線科、健診科

4 事業方式

本事業の事業方式は、DB（デザインビルド）方式（受注者が新設等を行う施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）、工事、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

5 事業内容

- (1) 施設整備に係る調査業務
- (2) 許可申請業務
- (3) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (4) 申請等の手続きに関する業務
- (5) 開発設計及び工事（必要に応じて）
- (6) 工事
- (7) 工事監理業務

6 工期

事業契約締結の日から令和8年11月30日。なお、工事期間中は4週8閉所とすること。

7 予定価格（消費税地方消費税を含む・設計費及び工事監理費含む）

9,670,000,000円（最低制限価格及び低入札価格調査制度は設けない）

8 支払い条件（予定）

令和5年度債務負担行為につき、令和6年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

- ・ 令和5年度 支払いなし
- ・ 令和6年度 本業務対価の内設計費用
（消費税地方消費税を含む） 100%
- ・ 令和7年度 本業務対価の内工事費・工事監理費
（消費税地方消費税を含む） 約 50%
- ・ 令和8年度 本業務対価の内工事費・工事監理費
（消費税地方消費税を含む） 約 50%

9 関係法令等の遵守

受注者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

10 地域経済への配慮

本事業は本院発注の大規模工事となることから、受注者においては、地元事業者・事業者や市産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮するものとする。

第3 応募者の募集等に関する事項

1 応募者の募集及び受注者選定の方法

応募者の募集及び受注者選定は、総合評価方式による一般競争入札によるものとする。本事業の入札手続は、次のとおり、(1) 第一次審査（応募者の参加要件の審査）、(2) 第二次審査（実績、技術提案、入札価格の審査）の2段階により実施する。

(1) 第一次審査（応募者の参加要件の審査）

入札参加要件の審査として、第4.1に規定する応募者が、第4.2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

(2) 第二次審査（実績、技術提案、入札価格の審査）

(1)により参加要件を有すると確認された参加者から提出された実績、技術提案、入札価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、第二次審査は、書面によるほか、プレゼンテーション・ヒアリングを通じて行う。

2 本事業の設計及び工事等に関する要求水準等

本事業を実施する上で、受注者が実施すべき業務及び内容は、「別添資料1 要求水準書」として提示する。

第4 参加要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成は、以下に示す6つの形態のいずれかとする。

ア 単独企業

イ 特定建設工事共同企業体（特定JV）

ウ 建設企業と設計企業のグループ

エ 特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ

オ 建設企業と設計共同体（設計JV）のグループ

カ 特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計共同体（設計JV）のグループ

(2) 応募者がア 単独企業の場合、当該企業が参加手続を実施すること。

(3) 応募者がイ 特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の場合、以下の点に留意すること。

a 特定JVは、本事業の工事を目的として結成され、本事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。

b 特定JVの代表企業（以下「JV代表企業」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表企業以外の構成員（以下「JV構成員」

という。)の出資比率は2者の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。

- c JV 代表企業及び JV 構成員の変更は原則として認めない。ただし、本院が承認した場合はこの限りでない。
- d JV 代表企業が参加手続を代表して実施すること。

(4) 応募者がウ 建設企業と設計企業のグループの場合、以下の点に留意すること。

- a 本院の契約の相手方となる建設企業(以下、「代表企業」という。)と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業(以下、「設計協力事務所」という。)から構成されること。
- b 設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
- c 代表企業が参加手続を代表して実施すること。
- d 代表企業は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(5) 応募者がエ 特定建設工事共同企業体(特定JV)と設計企業のグループの場合は、以下の点に留意すること。

- a 本院の契約の相手方となる特定JV、JV代表企業から直接業務を受託又は請け負う設計協力事務所から構成されること。
- b 特定JVの組成については、(3) a、bに従うこと。
- c JV代表企業、JV構成員及び設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
- d JV代表企業がグループを代表して参加手続を行うこと。
- e JV代表企業は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(6) 応募者がオ 建設企業と設計共同体(設計JV)のグループの場合、以下の点に留意すること。

- a 本院の契約の相手方となる建設企業と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計共同体(以下、「設計JV」という。)から構成されること。
- b 設計JVは、本事業の設計業務を目的として結成され、本事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。
- c 設計JVについては、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計代表事務所とする。なお、設計JVの出資比率については制限を設けない。
- d 代表企業、設計代表事務所及び設計JVの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
- e 代表企業が参加手続を代表して実施すること。
- f 代表企業は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定によ

る一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- (7) 応募者がカ 特定建設工事共同企業体（特定 JV）と設計共同体（設計 JV）のグループの場合、以下の点に留意すること。
- a 本院の契約の相手方となる特定 JV、JV 代表企業から直接業務を受託又は請け負う設計 JV から構成されること。
 - b 特定 JV の組成については、(3) a、b に従うこと。
 - c 設計 JV の組成については、(6) b、c に従うこと。
 - d JV 代表企業、JV 構成員、設計代表事務所及び設計 JV の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
 - e JV 代表企業がグループを代表して参加手続を行うこと。
 - f JV 代表企業は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (8) 応募者又は応募者の一員として本事業に応募した者は、他の応募者又は他の応募者の一員になることはできない。

2 応募者の構成員に関する参加要件

応募者の構成員に共通する参加要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募者に関する要件（各構成員共通事項）
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当しない者であること。
 - イ 野洲市の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - オ 野洲市暴力団排除に関する条例（平成 24 年野洲市条例第 22 号）第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者であること。
 - カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
 - (ア) 資本関係
次のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。
 - a 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人間関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。

- a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続き続行中の会社又は更生会社である場合を除く。
- b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ 本院が本事業に係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。

(ア) 商号 株式会社プラスPM

所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

(イ) 商号 シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社

所在地 大阪府吹田市桃山台5丁目20番1号

ク 選定委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)その他の関係を有する者でないこと。

(2) 本事業の設計業務を実施する者

次のア及びイの要件は設計業務にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからコの要件(エについては免震構造を提案したものに限る。)は、設計業務にあたる単独企業、代表企業、JV代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 第一次審査基準日において、令和5年度野洲市建設工事等入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント)に建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者であること。登録されていない場合は、「第9-5 野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び(3)イの工事の参加要件を満たしていること。

ウ 第一次審査基準日において、平成20年4月1日以降に設計が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築(増築の場合は増築部分が12,000㎡以上のものに限る。)の基本設計及び実施設計の業務を主契約者(共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。)として受注した実績を有していること。

エ 免震構造を提案した企業に関しては、用途・規模に関わらず免震構造の設計の実績を有していること。

オ 管理技術者(本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として、

一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、ウ及びエ（エについては免震構造を提案したものに限る。）の実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。

カ 建築意匠担当主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、ウの実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。

キ 建築構造担当主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年4月1日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）及びエの実績（免震構造を提案したものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、建築構造担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。

ク 電気設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年4月1日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、電気設備担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。

ケ 機械設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年4月1日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、機械設備担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。

コ 上記オからケの各担当技術者は、それぞれ1名配置し兼務しないこと。

(3) 本事業の工事を実施する者

次のア及びイの要件は工事にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからケの要件（オについては免震構造を提案したものに限る。）は、工事にあたる単独企業、代表企業又はJV代表企業のいずれかが満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ 第一次審査基準日において、令和5年度建設工事等入札参加資格者名簿に「建築一

式工事」の登録を受けている者であること。登録を受けていない場合は、「第9 5 野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。

- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が第一次審査基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,600点以上の者であること。
- エ 第一次審査基準日において、平成20年4月1日以降に竣工引渡し完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が12,000㎡以上のものに限る。）
- オ 免震構造を提案した企業に関しては用途・規模に関わらず免震構造の工事实績を有していること。
- カ 統括責任者として、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有する者を配置すること。また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
- キ 現場代理人として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年4月1日以降に竣工引渡し完了した一般病床を有する病院の新築又は増改築（新築及び増改築について規模は問わない。）に関し、現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事した工事完了の実績を有すること。（尚、上記実績については、現場代理人、監理技術者のいずれかが有していれば良いものとする。）また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。また、他工事との兼務は不可とする。
- ク 監理技術者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得した者を配置すること。但し、平成20年4月1日以降に竣工引渡し完了した一般病床を有する病院の新築又は増改築（新築及び増改築について規模は問わない。）、及びオの実績（免震構造を提案したのものに限る。）に関し、現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事した工事完了の実績を有すること。（尚、上記実績については、現場代理人、監理技術者のいずれかが有していれば良いものとする。）また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
- ケ 兼務については、統括責任者、現場代理人、監理技術者の全てもしくは二つを同一人物が担当することを可とする。

(4) 工事監理業務を実施する者

次のア及びイの要件は工事監理業務にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからカの要件（エについては免震構造を提案したのものに限る。）は、工事監理業務にあたる単独企業、代表企業、JV代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

- ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 第一次審査基準日において、令和 5 年度建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者であること。登録されていない場合は、「第 9 5 野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が工事監理業務を行う場合は、(3)イの参加要件を満たしていること。
- ウ 第一次審査基準日において、平成 20 年 4 月 1 日以降に工事監理が完了した一般病床を有する延床面積 12,000 m²以上の病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が 12,000 m²以上のものに限る。）
- エ 免震構造を提案した企業に関しては用途・規模に関わらず免震構造の監理実績を有していること。
- オ 工事監理業務を統括する主担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。また、工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。
- カ 設計企業（設計 JV 含む）とグループを組成している場合は、設計協力事務所又は設計代表事務所が工事監理業務を行うこと。

(別表1 企業の参加要件)

区分	対象	建築士法又は建設業法による許可・登録	令和5年度野洲市建設工事等入札参加資格	実績(構造種別問わず必要)	免震構造を提案した場合は左記の実績に加え以下の実績も必要
企業	設計業務	一級建築士事務所登録	測量・建設コンサルタントの建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者	過去15年間に設計が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の業務を主契約者として受注した実績	用途・規模に関わらず免震構造の設計の実績
	工事	特定建設業の許可	「建築一式工事」の登録を受けている者	過去15年間に竣工引渡しが完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の工事完了の実績	用途・規模に関わらず免震構造の工事の実績
	工事監理業務	一級建築士事務所登録	測量・建設コンサルタントの建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者	過去15年間に工事監理が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の工事監理の実績	用途・規模に関わらず免震構造の工事監理の実績

(別表2 担当技術者の参加要件)

区分	担当	対象	保有資格	実績(構造種別問わず必要)		免震を提案した場合は左記の実績に加え以下の実績も必要	他業務との兼務
				従事した立場	実績		
担当技術者の参加要件	設計	管理技術者	一級建築士	管理技術者 または 建築意匠担当主任技術者	過去15年間に設計が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の実績	用途・規模に関わらず免震構造の設計の実績	不可
		建築意匠担当主任技術者	一級建築士	管理技術者 または 建築意匠担当主任技術者	過去15年間に設計が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の実績	-	不可
		建築構造担当主任技術者	構造設計一級建築士	建築構造担当主任技術者	過去15年間に設計が完了した用途を問わない延床面積10,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の実績	用途・規模に関わらず免震構造の設計の実績	不可
		電気設備担当主任技術者	設備設計一級建築士 または 建築設備士	電気設備担当主任技術者	過去15年間に設計が完了した用途を問わない延床面積10,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の実績	-	不可
		機械設備担当主任技術者	設備設計一級建築士 または 建築設備士	機械設備担当主任技術者	過去15年間に設計が完了した用途を問わない延床面積10,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築の基本設計及び実施設計の実績	-	不可
	工事	統括責任者	一級建築士 または 一級施工管理技士	-	-	-	現場代理人・監理技術者との兼務可
		現場代理人	一級建築士 または 一級施工管理技士	現場代理人又は監理技術者または主任技術者	過去15年間に竣工引渡しが完了した一般病床を有する病院の新築、又は、増改築の工事完了の実績 ※現場代理人、監理技術者のいずれかの実績で可とする。	-	統括責任者・監理技術者との兼務可
		監理技術者	一級建築士 または 一級施工管理技士 監理技術者証の交付を受領 監理技術者講習修了証を受領	現場代理人又は監理技術者または主任技術者	過去15年間に竣工引渡しが完了した一般病床を有する病院の新築、又は、増改築の工事完了の実績 ※現場代理人、監理技術者のいずれかの実績で可とする。	用途・規模に関わらず免震構造の工事の実績	統括責任者・現場代理人との兼務可
	工事監理	工事監理業務を統括する主担当者	一級建築士	-	-	-	不可

3 応募者を構成する法人の変更

第一次審査書類を提出してから契約締結に至るまでの間、共同企業体又は協力企業を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと本院が認めた場合は、この限りではない。

4 第一次審査基準日

第一次審査基準日は、令和5年6月23日（金）とする。

5 参加要件の喪失

参加者を構成する法人が、第4.2に示す参加要件について、第一次審査基準日から本院が落札者を決定した日までの間において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該参加者の参加要件を取り消すものとする。

なお、落札者の決定後、事業契約締結までの間において、当該落札者が第4.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しないことがある。

第5 受注者選定のスケジュール等

1 受注者選定のスケジュール

受注者選定に当たってのスケジュールは、概ね下表のとおりである。提出の際の執務時間中とは土日祝祭日を除く9時00分から17時00分までのことである。

スケジュール（予定）	受注者選定プロセス
令和5年6月1日（木）	入札公告、入札説明書等交付開始
令和5年6月9日（金）	第1回 入札説明書等の質問（入札参加に関する事項）の受付期限
令和5年6月16日（金）	第1回 入札説明書等の質問（入札参加に関する事項）への回答公表
令和5年6月22日（木）	第一次審査書類及び対話参加申請書類の提出期限
令和5年6月27日（火）	第一次審査結果及び対話参加通知書、対話実施要領の通知
令和5年6月30日（金）	第2回 入札説明書等の質問（施設整備計画に関する事項）及び対話における議題内容等申請書の受付期限
令和5年7月13日（木）・14日（金）	対話
令和5年7月27日（木）	第2回 入札説明書等の質問（施設整備計画に関する事項）への回答
令和5年10月10日（火）	第二次審査書類の提出
令和5年10月下旬	第二次審査、プレゼンテーション・ヒアリング
令和5年10月下旬	開札
令和5年10月下旬	総合評価
令和5年11月上旬	落札者の決定

上表の日程は全て予定であり、日付の記載があるものは変更が発生した場合に、下旬・上旬と記載しているものは日時が確定した時点で、速やかに本市のホームページにて通知する。また、加えて事務局より参加者又は参加者の代表企業へ連絡を行うこととする。

2 入札説明書等の公表

入札説明書等は、本市のホームページに掲載する。

3 入札説明書等に関する質問の受付等について

(1) 入札説明書等に関する質問の受付

ア 質問等の方法

質問の内容を分かり易く簡潔にまとめ、「別添資料3様式集(様式2)」の「入札説明書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問等は、参加要件が認められた参加者のみ提出すること。単独企業で参加する者以外は代表企業より提出すること。

イ 受付期間

受付期間	
第1回 入札説明書等の質問 (入札参加に関する事項)	令和5年6月1日(木)～令和5年6月9日(金) (執務時間中)
第2回 入札説明書等の質問 (施設整備計画に関する事項)	令和5年6月27日(火)～令和5年6月30日(金) (執務時間中)

ウ 提出方法

様式2に質問事項を記載のうえ、電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excel データにて提出すること。質問は原則として1回限りの送付とする。可能な限り質問の内容は可否で回答できるよう考慮すること。

エ 提出先

第9.7に掲げる事務局とする。

オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

回答時期	
第1回 入札説明書等の質問への回答 (入札参加に関する事項)	令和5年6月16日(金)
第2回 入札説明書等の質問への回答 (施設整備計画に関する事項)	令和5年7月27日(木)

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、本市のホームページで公表する。

カ 留意事項

第1回目の質問は、入札参加に関する事項とし、第2回目の質問は施設整備計画に関する事項とする。

4 第一次審査書類（応募者の参加要件の審査）の受付

- (1) 第一次審査書類の受付等
本事業の応募者は、以下の手順により、第一次審査書類を本院に提出し、審査を受けること。
 - ア 提出書類
様式1，様式3から様式7-6
 - イ 受付期間
令和5年6月16日（金）から令和5年6月22日（木）までの執務時間中
 - ウ 提出方法
書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。
紙媒体 各2部、電子媒体（指定様式のPDFデータ）CD-ROM 2枚
 - エ 提出先
第9.7に掲げる事務局とする。
- (2) 第一次審査書類の構成等
第一次審査書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、「別添資料3 様式集（様式1，様式3から様式7-6）」を参照のこと。
- (3) 第一次審査の審査方法
第一次審査は、応募者が第4.2に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。提出書類に不備がある場合、事務局から追加資料を求めるので速やかに対応すること。
- (4) 第一次審査結果の通知
第一次審査の結果は、第一次審査書類を提出した応募者又は応募者の代表企業に対して、令和5年6月27日（火）に、書面により通知する。
本通知に技術提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング時に使用する仮企業名（アルファベット表記等）を記載するので、様式13、様式14、様式16～18の社名記入欄にはこの名称を使用すること。なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。
- (5) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明
 - ア 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、本院に対して説明を求めることができる。
 - イ 上記アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和5年6月29日（木）までの執務時間中に第9.7に掲げる場所に持参して提出すること。郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。
 - ウ 上記アに対する回答は、令和5年8月1日（火）までに、書面により行う。

5 対話の実施

- (1) 目的
本事業は、病院施設の整備事業という特殊性の高い事業であるため、「別添資料1 要求水準書」等で示す内容に関して、本院と参加者間の十分な意思疎通を図ること

によって、参加者が本事業の趣旨及び本院の意図を理解し、本院がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加要件の確認を受けた参加者を対象に個別に対話を実施する。

入札説明書等（特に「別添資料1 要求水準書」など）の内容が書面のみでは明瞭化し難いため、参加者が技術提案書等を作成する際に、要求水準を満たしているか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

このため、参加者は、動線計画、配置計画及び諸室面積等の要求水準書等に係る水準について、任意の様式（図面等を含む。）で質問することができる。要求水準書等の解釈方法などについての質問のみを対話項目とし、計画や提案に対する評価は行わない。なお、当該質問の内容は入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

対話の実施に当たっては、参加者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(2) 対話参加申請書の提出

希望者は、以下の手順に基づき、対話参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、「別添資料3 様式集（様式8）」を参照のこと。

ア 提出書類 様式8

イ 受付期間

令和5年6月16日（金）から令和5年6月22日（木）までの執務時間中

※第一次審査書類とあわせて提出すること。

ウ 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

紙媒体 各2部

エ 提出先

第9.7に掲げる事務局とする。

(3) 対話参加通知書の交付

対話参加通知書に対話実施日時を記載のうえ、参加要件が認められた参加者又は参加者の代表企業に対して、第一次審査結果通知書とあわせて交付する。

(4) 対話における議題内容等申請書の提出

ア 提出書類 様式9、添付資料（任意）

イ 受付期間

令和5年6月27日（火）から令和5年6月30日（金）までの執務時間中

※入札説明書等に関する質問（施設整備計画に関する質問）【第2回】とあわせて提出すること。

ウ 提出方法

様式9に必要事項を記載のうえ、電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excel データ（添付資料はPDFデータ）にて提出すること。

エ 提出先

第9.7に掲げる事務局とする。

- (5) 対話実施期間
令和5年7月13日(木)から令和5年7月14日(金)までの執務時間中
- (6) 対話実施方法
実施方法については、参加要件が認められた参加者又は参加者の代表企業に対して、第一次審査結果通知書とあわせて「対話実施要領」を交付する。
- (7) 留意事項
原則、対話内容は公表しない。ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った参加者へ公表する旨を通知したうえで、公表する場合がある。

6 第二次審査書類（実績、技術提案、入札価格）の受付

- (1) 第二次審査書類の提出
第一次審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者は、次により入札書、内訳書及び内訳明細書、主要資材数量書（以下「入札書等」という。）及び施設計画の内容を記載した技術提案書等及びその他関連書類を本院に提出する。入札書等及び技術提案書等（以下「第二次審査書類」という。）の作成については、様式集に従うこととする。なお、第二次審査においては、参加者に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施を想定している。
- ア 提出書類
様式11～様式25
内訳明細書（様式は任意）
※内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量にて積算することを基本とする。
※内訳明細書には、積算時の仕様（メーカー及び品番等）を明確に記載して提示すること。
- イ 受付期間
令和5年7月27日(木)から令和5年10月10日(火)までの執務時間中
※開札は令和5年10月下旬に行う。
- ウ 提出方法
書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。各様式集の記載事項に従い提出すること。
- ・様式11～21について
表に「野洲市民病院整備事業 提案書等在中」と朱書きの上、提出のこと。
紙媒体 各2部、電子媒体（指定様式のPDFデータ）CD-ROM 2枚
 - ・様式22～25について
表に「野洲市民病院整備事業 入札書等在中」と朱書きの上、提出のこと。
紙媒体 各1部、電子媒体 CD-ROM 2枚（様式22（捺印付）はPDFデータ、様式23～25と内訳明細書はMicrosoft Excelデータ）

- エ 提出先
第9.7に掲げる事務局とする。
- (2) 第二次審査書類の提出について
入札提出書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、「別添資料3様式集（様式12）」を参照のこと。
- (3) 本院からの提示資料の取扱い
本院が公表等により提示する資料は、本事業への応募及び参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

7 プロジェクト概要書の提出

- (1) プロジェクト概要書の提出
提案テーマ②の技術提案の概要版を作成し提出すること。
 - ア 提出書類
任意の書式で、A3用紙1枚以内とすること（社名の記載については仮企業名とすること）
 - イ 受付期間
令和5年7月27日（木）からプレゼンテーション前日までの執務時間中
 - ウ 提出方法
電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としPDFデータにて提出すること。
 - エ 提出先
第9.7に掲げる事務局とする。
- (2) 本院からの提示資料の取扱い
落札者の結果公表時に本市のホームページに各参加者のプロジェクト概要書を公表するものとする。公表範囲は、配置図等とプロジェクト概要版を予定している。なお会社名については、公表する場合がある。

8 入札手続き

- (1) 入札に当たっての留意事項
 - ア 入札書（「別添資料3様式集（様式22）」）は、持参のみとする。任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（市立野洲病院）」、「参加者名」、及び朱書きで「野洲市民病院整備事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。また、「別添資料3様式集（様式23～25）」及び内訳明細書（様式は任意）の紙媒体と電子媒体（CD-ROM）を同梱し厳封のうえ提出すること。
 - イ 入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。
 - ウ 提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札価格は、アラビア数字を用いること。

- エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- オ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- カ 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。
- キ 入札には、参加者又は参加者の代表企業の代表者のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、（様式 19）委任状（代理人）を併せて持参すること。
- ク 参加者がいないときは、入札を中止するものとする。
- ケ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- コ 参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、開札前に他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- サ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。
- シ 参加者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 開札にあたっての留意事項

- 開札は、参加者又は参加者の代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表者又はその代理人が立ち合わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- ア 開札会場には、参加者又は参加者の代表企業の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及びアの立会職員以外の者は入場することができない。
 - イ 参加者又は参加者の代表企業の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
 - ウ 参加者又は参加者の代表企業の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における第一次審査結果の通知の写しを提出し、代理人にあつては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - エ 参加者又は参加者の代表企業の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
 - オ 開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
 - カ 開札においては参加者の入札価格の読み上げを行い、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かについて確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。
 - キ 開札の日時・場所については、別途、参加者又は参加者の代表企業に対してメールにて通知する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 第一次審査書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 代理権限のない者のした入札
- エ 入札書において参加者本人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- オ 代理人が入札する場合、入札書において参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- カ 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- キ 入札提出書類が不足しているもの
- ク 同一の参加者が2通以上の入札書を提出したもの
- ケ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- コ 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- サ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- シ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ス その他入札に関する条件に違反したとき

9 入札の辞退

第一次審査結果通知書の送付を受けた参加者は、第二次審査書類提出の前日までの間、入札辞退届（様式10）を本院に持参又は郵送（必着）により提出することで、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

第6 応募及び参加に際しての留意事項

1 費用負担

応募及び参加に関して必要な費用は、全て応募者及び参加者の負担とする。

2 本事業の参加に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の参加に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該参加者の参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該参加者と契約を締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

3 提出書類の取扱い・著作権

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本院は技術提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった技術提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

第7 技術提案審査及び落札者決定に関する事項

1 技術提案審査及び落札者選定に関する基本的な考え方

落札者決定に際しては、学識経験者等により構成される「選定委員会」を設置し、技術提案の審査を行う。審査の詳細は、「別添資料2 落札者決定基準」を参照のこと。

2 プレゼンテーション・ヒアリングについて

参加者に対しては、選定委員会において技術提案内容の詳細について個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行う機会を設ける。プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。尚、日時及び場所等については、別途、参加者又は参加者の代表企業に対してメールにて通知する。

3 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、本院は、その結果について速やかに参加者又は参加者の代表企業に対して通知するとともに本市のホームページ等により公表する。なお、公表内容については、全ての参加者の入札価格、総合評価点（実績点、技術評価点、価格点の内訳含む）とする。

第8 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

本事業契約は野洲市民病院整備事業特別委員会の審議を経て、令和5年11月上旬を目処に締結する。詳細は、「別添資料4 事業契約書（案）、契約約款」を参照のこと。

(2) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりである。

- ・ 落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、参加者側の負担とする。
- ・ 落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。
- ・ 契約締結に伴い、本院は内訳明細書の確認を行い「単価×数量」で表記していない項目及び、積算時の仕様（メーカー及び品番等）を明確に記載していない項目について、内訳明細書の修正指示を行うことがある。落札者はその指示修正に従うこと。内訳明細書に疑義があり修正指示をしたにも関わらずその指示に従わない場合は、契約締結を行わないことがある。

2 契約保証金

契約保証金の取扱いは、「別添資料4 事業契約書（案）、契約約款」によるものとする。

第9 その他本事業の実施に関する事項

1 落札者に対する「野洲市入札参加資格制限基準」及び「野洲市入札参加資格者指名停止基準」の適用

落札者は、参加要件審査期間中に「野洲市入札参加資格制限基準」又は「野洲市入札参加資格者指名停止基準」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、各要綱に基づき別途措置が講じられることがある。

2 参加者を構成する法人の名称の公表

本院は、開札後、参加者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

3 本事業に係る情報の提供方法

その他本事業に係る情報の提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。

4 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「野洲市建設工事等入札参加停止基準」（平成20年8月1日）に準じて、本院に対して苦情を申し立てることができる。

5 野洲市建設工事等の入札参加申請の手続き

第一次審査基準日までに、令和5年度野洲市建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けていない者、又は「建築一式工事」の登録を受けていない者は、第一次審査と併せて申請を行うことができるものとする。詳細は、別添の「野洲市民病院整備入札参加資格審査申請手続き」の通りとする。

6 受注者の担当技術者の変更について

受注者の担当技術者の変更は原則不可とする。ただし、予期せぬ理由により変更する必要が発生した場合は、当該担当技術者と同等の資格及び実績を有する者に限り、本院への申請の提出及び承認を受けた上で、変更することができるものとする。

7 本事業の事務局及び問合せ先

事務局：市立野洲病院 新病院整備課

所在地：〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地

TEL：077-587-6141 FAX：077-587-5004

電子メールアドレス：chiikiiryous@city.yasu.lg.jp